

## 原子力安全・保安院指示文書に基づく報告について (原子力発電所の配管肉厚管理に対する追加要求事項について)

平成 20 年 5 月 30 日

当社は、関西電力大飯発電所2号機の2次系主給水配管曲がり部の肉厚が発電用原子力設備の技術基準に規定する厚さ(必要最小厚さ)を下回っていた事象を踏まえて、平成19年11月30日に原子力安全・保安院から発出された指示文書「原子力発電所の配管肉厚管理に対する追加要求事項について」に基づき実施した、配管肉厚管理に係る余寿命の再評価結果をとりまとめ、5月30日に原子力安全・保安院に報告しましたのでお知らせいたします。  
([指示文書へのリンク](#))

### 指示の概要

肉厚管理を行っている配管(※1)のうち、公称肉厚を確定することが困難な部位(曲げ管の曲がり部、エルボ等)で、これまで肉厚測定実績が1回のみ部位について、余寿命を再評価し、余寿命が5年未満の場合は、配管取替計画の策定及び取替実施までの間における検査計画について、平成20年5月31日までに原子力安全・保安院へ報告すること。

再評価にあたっては、原子力安全・保安院が示す評価方法または、同院が妥当と認める評価方法にて評価を実施すること。

### 評価の結果

上記指示文書に基づき評価を行った結果、余寿命が5年未満となる部位はなく、配管取替計画の策定及び取替実施までの間における検査計画の策定は必要ないことを確認しました。

([報告の概要へのリンク](#))

※1 平成17年2月18日に原子力安全・保安院より受領した指示文書「原子力発電所の配管肉厚管理に対する要求事項について」に基づき、検査対象箇所や中期的(10年)な検査計画を定めている配管。

以 上